

電気工事業を営みたい

電気工事業に関する県知事への登録、届出等の手続きや基準遵守義務

電気工事業は電気工事業の業務の適正化に関する法律により規制され、電気工事業を営もうとする者は登録、届け出等を行わなければなりません。

対象者

「電気工事業」とは電気工事を行う事業をいい、「電気工事」とは一般用電気工作物、自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいいます。

「電気工事業」を営もうとする者は、次の手続きが必要です。

内容

(1) 建設業者（建設業法第2条第3項に規定する者）以外の者

①一般用電気工作物、自家用電気工作物の電気工事業

■福岡県の区域内のみに営業所を設置してその事業を営もうとするときは、福岡県知事の登録を受けなければなりません。

■登録を受けた者を、「登録電気工事業者」といいます。

■登録電気工事業者の登録の有効期間は、5年です。

②自家用電気工作物のみの電気工事業

■福岡県の区域内のみに営業所を設置してその事業を営もうとするときは、事業を開始しようとする日の10日前までに福岡県知事へその旨を通知しなければなりません。

■通知をした者を、「通知電気工事業者」といいます。

(2) 建設業者（建設業法第2条第3項に規定する者）

①一般用電気工作物、自家用電気工作物の電気工事業

■福岡県の区域内のみに営業所を設置してその事業を開始したときは、福岡県知事に届け出なければなりません。

■届け出た者を、「みなし登録電気工事業者」といいます。

②自家用電気工作物のみの電気工事業

■福岡県の区域内のみに営業所を設置してその事業を開始したときは、福岡県知事に通知しなければなりません。

■通知した者を、「みなし通知電気工事業者」といいます。

電気工事業者としての要件

(1) 業務を行う営業所ごとに、

①第一種電気工事士、第二種電気工事士（定められた実務経験が必要）の資格を有する者を主任電気工事士として置かなければなりません。

②検査器具、帳簿の備付け等

(2) 標識の掲示、電気用品の使用制限、その他等

お問い合わせ先

福岡県商工部工業保安課 高圧ガス電気係

TEL：092-643-3439